

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランに係る取り扱いについて

瀬戸市高齢者福祉課

平成30年10月より、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置づける場合には、保険者へのケアプランの届出が必要となりました。

1 届出の要否の基準となる回数及び訪問介護

届出の対象となる訪問介護の種類は生活援助中心型サービスで、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護は含みません。

届出の要否の基準となる回数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ1月あたり以下のとおりです。

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1月あたり）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

2 届出の時期及び期限

基準回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置づける場合は、当該月の翌月末までに、届出書と添付書類を市に提出してください。

（例：10月に作成又は変更したもの → 11月末日までに届出提出）

3 届出の取扱いについて

市は、届出のあったケアプラン等の確認を行い、必要時に地域包括支援センターが主催する地域ケア会議にて、ケアプランの検証を行います。確認・検証は、当該プランを作成したケアマネージャーも同席のうえ実施します。

4 留意事項

- ・ 居宅サービス計画を変更し、訪問回数が基準回数以上となった場合（要介護度の変更が無い）で、既に届出書を提出している場合については、再提出の必要はありません。
（例 要介護1：28回から30回に変更した場合）
- ・ 届出のあったケアプラン等の確認、地域ケア会議における検証を行う際に、今回の届出書の提出に添付する資料以外にも、書類（居宅介護支援経過、モニタリングの記録等）の提出を依頼することがありますので、ご承知おきください。
- ・ 介護認定審査会が遅れている場合については、認定結果が確定してから届出してください。

問い合わせ先

瀬戸市高齢者福祉課 指導監査係 0561-88-2623（届出書の提出について）
地域支援係 0561-88-2626（地域ケア会議について）